

指定工事店のみなさまへ

～・～・～・～名古屋市上下水道局より大切なお知らせ～・～・～・～

令和5年10月1日より、下記市町※¹の 指定給水装置工事事業者・指定排水設備工事店 の指定に関する書類※²の提出先が変わります。

【提出先】〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室
Tel:052-228-2611



令和5年10月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務の共同化を下記市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、上記提出先にてまとめて受付することができるようになります※³。

(注) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り各市町で行います。

※1: 提出先が変わる市町は下記の通りです。記載以外の市町については変更ありませんので、これまでと同じ各市町へ提出して下さい。

【給水】と【排水】の両方の指定に関する書類を上記提出先で受付可能な市町
名古屋市、一宮市、清須市、武豊町

【排水】のみ上記提出先で受付可能な市町(給水はこれまでと同じ各市町へ提出)
**瀬戸市、春日井市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、
愛西市、あま市、長久手市、扶桑町、蟹江町、東浦町**

※2: 以下の申請及び届出となります。

- 1 新規指定の申請
- 2 指定更新の申請
- 3 指定事項の変更の届出
- 4 指定証再交付の申請
- 5 指定の廃止・休止・再開の届出

詳細は裏面又は二次元コードから
ウェブサイトをご確認下さい。



○お問い合わせ先

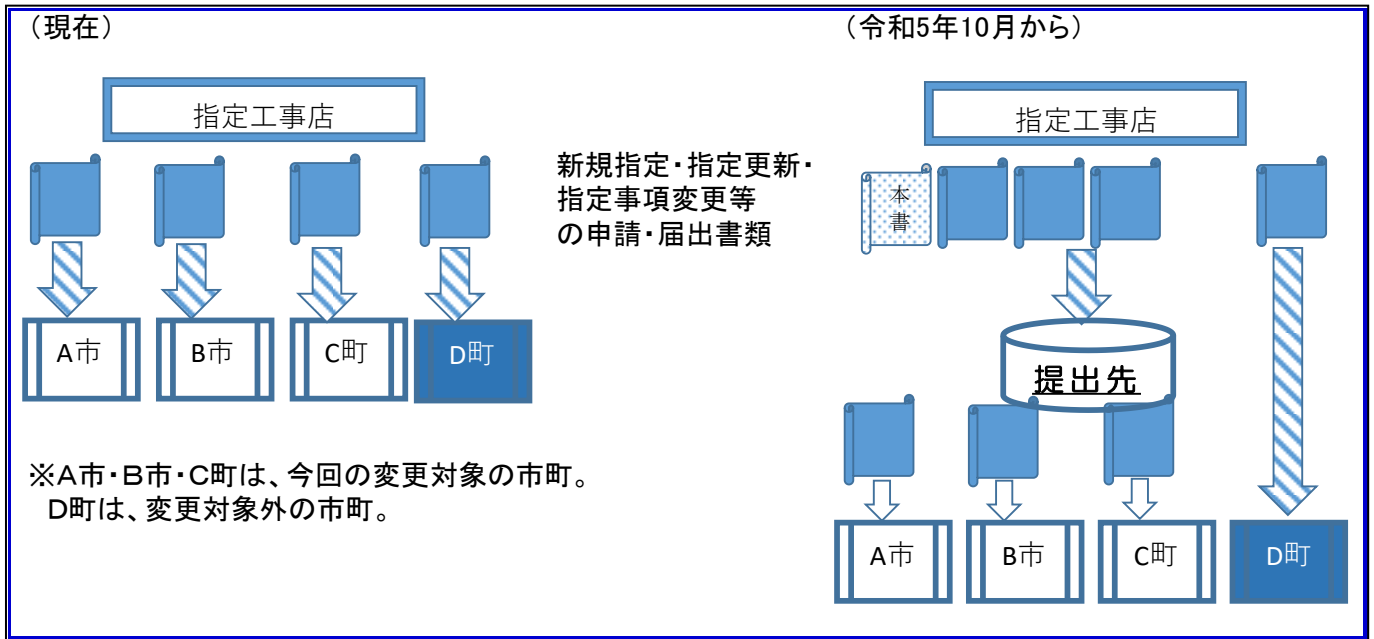
名古屋市上下水道局 営業課

TEL:052-972-3637 FAX:052-972-3676



(表面補足)

※³:※¹に記載の市町書類に関しては、表面に記載の提出先でまとめた受付けが可能です。ただし、これまでどおり各市町に提出された場合受付けを拒むものではありません。



(例)

A市・B市・C町・D町において指定工事店である場合で、A市・B市・C町は今回の提出先変更対象の市町であるがD町は対象外の場合、現在は指定工事店から、市町それぞれに郵送等により必要な書類を提出する必要があったが、令和5年10月からA市・B市・C町の書類については、一つの窓口(表面の提出先)に市町の部数分提出すれば受付可能。但し、変更対象外のD町の書類は、現在と同じくD町に提出が必要。

○提出書類について

① 各種様式(申請書、届出書など)

市町、給水・排水により内容が異なるため、各市町で用意されている様式により作成して下さい。

② 添付書類(登記事項証明、住民票の写しなど)

共同化参加市町内であれば、添付書類は共通(一部市町独自のアンケート等あり)となっています。

本書は1部のみご用意いただき、提出先である自治体数と同数のコピーを添えて下さい。

例:3市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー3部、

1市町に提出する場合、添付書類は本書1部+コピー1部

※「定款の写し」の場合は本書なし、3市町ではコピー4部、1市町ではコピー2部ということになります。

※各市町独自のアンケート等は該当市町用に1部のみご提出下さい。

○その他注意事項

・給水装置工事及び排水設備工事の申請に関する窓口は、これまでと同様に各市町窓口となります。

・今回の変更点のお知らせについては、各市町各々の指定工事店に対してお知らせいたしますので、チラシ等が重複する場合がありますが、ご理解ください。